

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーン1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆■梅林宏道 編集長■田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 日豪主導の新国家グループ

### その性格づけと目標を明確にせよ

前号において、日豪両政府の主導によって9月22日にニューヨークのオーストラリア大使館において開催された「核軍縮・不拡散に関する外相会議」について、その共同声明や参加国の関与の特徴などについて紹介記事があった。本論では、外相会議が決定した「継続性のある核軍縮・不拡散国家グループの形成」という日本の核軍縮外交史上初めてとなる挑戦に、何が不足しており、どのような可能性があるかに関して考察する。

#### 米同盟国中心の「国家グループ」

9月22日に結集した新国家グループ10か国は、固定的なものではないと理解されている。特別な事情がない限り脱退国は出ないと思われるが、参加国が追加されてゆく可能性はある。したがって、以下の分析は、現在の10参加国の組み合わせと9.22共同声明の内容を基礎にすると同時に、今後構成国が変化する可能性のある国家グループであることを前提として行う。

核問題に関する過去の経歴から現在の10か国を分類すると、米国の同盟国でありその拡大抑止力に依存している国が、主催国である日本、オーストラリアを含むドイツ、カナダ、オランダ、ポーランド、トルコの7か国であり圧倒的多数を占める。それを基礎に1998年に結成された新アジェンダ連合(NAC)に属するメキシコ、非同盟運動(NAM)会議に参加するチリ、アラブ首長国連邦(UAE)が加わっている。アジアから日本だけというのは寂しいが、一応地域的バランスの配慮も行われている。

以上の構成国を考えると、新国家グループの最大の特徴は米国との同盟関係にある主要な国が結集していることであろう。とりわけ、日本、オーストラリア、ドイツ、カナダの参加はそれを強く印象づける。

#### 「新アジェンダ連合」誕生の歴史

核不拡散条約(NPT)に関する会議や国連第1委員会における核軍縮・不拡散の問題について、冷戦期以来、国連常任理事国でもある核保有国(P5)に対して核兵器廃絶の急先鋒であるNAM参加国(現在118か国)が真っ向から対立してき

た。P5が一枚岩でないように(とりわけ西側核兵器国と中口の間のギャップ)、NAMも決して一枚岩ではない。とりわけ、NAMの一員であるインド、パキスタンが核保有国になったことによってその傾向は強まった。しかし、NAM核保有国がNPTに参加していない現状においては、P5対NAMという対立構造は現在もなお多くの場面で継続していることは紛れもない事実である。この不変の対立構造が、核軍縮の議論と進展に硬直状態を生み出す一因となってきたことは否定できない。

1998年にNAC(7か国)が結成された背景には、このような状況を打開する意図があった。もちろん、NAC結成の根本的な原動力は1996年の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見や同年のキャンベラ委員会報告といった冷戦後に初めて訪れた「核兵器のない世界」への好機を活かそうという動機にあった。そんな中で、NACはP5とNAMをつなぐブリッジとな

#### 今号の内容

#### 「新国家グループ」論

#### 未臨界核実験とオバマ政権のジレンマ

<資料>NNSA月報記事(全訳)、実験年表

#### 2つの必読文献(抜粋訳)

- ・MPI<核軍縮への人道的要請>
- ・A・ウェア<NWCへの準備作業>

[連載]被爆地の一角から(50)

沖縄海兵隊の「抑止力」とは? 土山秀夫

りながら核軍縮に具体的前進をもたらそうと意図したのである。

NACには、米国と同盟関係にはないが友好関係にあるアイルランド、スウェーデン、ニュージーランド、メキシコという軍縮に熱心な国に、NAMに属するエジプト、南アフリカと、いずれにも属さず独立心(ある意味では大国意識)の強いブラジルが加わって形成されている。

このようにNACは、核保有国とNAMとの双方と明確な一線を画しながら、核軍縮のリーダーシップをとる姿勢を明確にうちだした。その姿勢は、設立宣言とも言うべき新アジェンダ外相声明(1998年6月)が、P5と同様に「NPTに参加していない3つの核保有国」(つまり、インド、パキスタン、イスラエル)に対して厳しく要求を突き付けていることに表現されている。

## 狙いが不明確な新国家グループ

新国家グループの誕生とNAC誕生の時代背景には、ある種の共通点がある。いずれにも核軍縮に有利な時代の追い風の後押しがあった。前者にはフーバープラン、オバマ大統領のプラハ演説などがあり、「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)」の勧告が理論的基盤となった。後者には1995年という冷戦後に迎えた「核兵器のない世界」への希求と被爆50周年の盛り上がりがあり、パグウォッシュ会議・ロートブラット博士のノーベル平和賞受賞、翌年のICJ勧告的意見があり、キャンベラ委員会の勧告が理論的基盤となった。

しかし、両国家グループの設立声明文を読むとき、それぞれのグループを構成する国家内部の意思一致の成熟度に大きな違いを感じざるを得ない。

新アジェンダ声明<sup>1</sup>は、「抑止のためというが、保有していれば核兵器は必ず使われる」「核兵器の完全廃棄の法的約束が守られていない。一日も早く約束を守るべきだ」といった揺るがぬ意思一致を基礎にして、さまざまな段階的措置を提示している。その基礎文書の上になたて、それ以後の国連やNPT会議において7か国が団結した主張を重ねた。2000年のNPT再検討会議における最終合意はNACが牽引車となって達成されたことはよく知られおり、高く評価されている。近年、NACの力が衰えている現実是否めないが、再び力を発揮する機会が訪れる可能性は残されている。

一方、新国家グループの形成は、政権交代を果たした日本の民主党連立政権の岡田克也外務大臣の意欲が原動力となって出発したと考えられる。また、オバマ政権下の米国に新しい変化の可能性があり、日米同盟を主軸とする新政権の外交路線の中において「核軍縮への新しい接近法」を追求する長期的な挑戦を展望していたかも知れない。

しかし、残念ながら、採択された共同声明は、どのような国々が何を目標として新国家グループに結集したのかが、はなはだ不明確なものになっている。果たそうとする役割がストレートに伝わって来ない。すでに5月末において、2000年合意よりも前進した2010NPT再検討会議の合意文書が採択されており、そこには64の行動計画や中東決議の実行計画のみならず、それらの前提となる重要な考え方の合意も示されていた。その直後に新国家グループを形成するとすると、主軸となる国家の外務省専門家や関係大使の間で十分な討議が必要であったであろう。その観点から共同声明を読むと、決定的な準備不足の印象が拭えない。

たとえば、NPT最終文書の中で注目された国際人道法への言及や核兵器禁止条約への言及の部分は、共同声明においてほとんど同じ文言を繰り返すことによって安易に通る過ぎている。

10か国の結束の不十分さは、現在進行中の国連総会第1委員会にも現れている。いわゆる核軍縮日本決議が新しい形で今年も提出されているが、その内容は10か国共同声明を基礎としていないようである。50を超える共同提案国が名を連ねているにもかかわらず、その中に10か国のうちメキシコ、トルコ、UAEの3か国が加わっていない。

## 目標を明確にせよ

あるNGO活動家が好意的に評したように、このグループはNPT会議の合意を基礎として発展させるといよりも、NPTで決めたことを実行に移す役割を担おうとしているのかも知れない。

日本政府が、そのような控え目な役割に留まることは残念でならないが、たとえそうだとすると、新国家グループの特色を生かし、核兵器廃絶に貢献するためには、その性格と目標を明確にする必要がある。

私は、日本、ドイツ、カナダ、オーストラリアを含む7つの米同盟国が核軍縮・不拡散のために結集している特色を生かすとするれば、新国家グループの進むべき道は次の目標を明確にすることでありと考える。もちろん、メキシコ、チリ、UAEも加わっている中での配慮と工夫が必要である。しかし、10か国共同声明に謳われている内容を基礎として次の目標を特色として打ち出すことが出来る。

**目標1:**安全保障戦略における核兵器の役割を低減させる。(7節(b)項)<sup>2</sup>

米国の同盟国自身に問われている問題であるし、それだけに米国に強い影響力を発揮できる。同盟国が米国の拡大抑止(核の傘)に依存しない方向性を追求するグループとなれば、世界全体の核軍縮の加速に大きく貢献する。とりわけ日本、ドイツ、カナダ、オーストラリアの間でそのための議論を深めるべきである。

**目標2:**非核兵器地帯が核軍縮・不拡散に果たす役割について新しい議論を打ち出す。(14節)<sup>3</sup>

日本は北東アジア非核兵器地帯設立の方向を打ち出すことによって、核の傘に依存しない安全保障に向かうのみならず、北朝鮮の非核化に新しい好影響を与える。カナダは北極海非核兵器地帯<sup>4</sup>設立を念頭に置けば、米ロの緊張緩和に貢献できる。ドイツ、トルコは東・中央ヨーロッパ非核兵器地帯による米ロ関係の改善とNATOの核兵器依存の変更を戦略的に追求できる。UAEはもちろん中東非核兵器地帯に関係するし、チリは非核地帯先進国としての貢献が出来る。

「核兵器禁止条約」の早期交渉を求めるいわゆるマレーシア決議に、新アジェンダ連合はすでにすべて賛成している。しかし、新国家グループでは、チリ、メキシコ、UAEが賛成、ドイツ、ポーランド、トルコが反対、オーストラリア、カナダ、日本が棄権である。新国家グループに対して、日本の市民社会は明確な目標を要求する必要がある。(梅林宏道) 

注

1 イアブック「核軍縮・平和2006」資料I-3。

2 本誌362号(2010年10月15日号)2-3ページ全訳参照。

3 同上。

4 本誌312号(2008年9月15日号)参照。

# 米、オバマ政権下初の未臨界核実験を実施

## 「核兵器のない世界」と核抑止力維持の間で深まるジレンマ

### オバマ政権初の未臨界実験

米国が2010年9月15日に未臨界核実験「バックス」をネバダ国家安全保障施設(NNSS)で実施していたことが判明した。1997年7月以来24回目、06年8月に実施された前回の未臨界核実験「ユニコーン」<sup>1</sup>から4年ぶりであり、オバマ政権下で初めての未臨界核実験である。

実験は地下963フィートに実験室のある水平トンネルをもつU1a施設で行われた。実験実施後に国家核安全保障局(NNSA)の月報(9月号)に掲載された記事を資料1に訳出した<sup>2</sup>。これによると、今回の実験は3回続く「パローロ・シリーズ」<sup>3</sup>の1回目であるとされ、2回目は今年10～12月、3回目は来年1月～3月のうちに実施することが予定されている。

NNSAは今回の未臨界核実験の実施目的を「備蓄核兵器の安全性と信頼性」を調べるために必要とされるデータ収集としており、過去の実験の際の説明と変わらない。しかし、「核兵器のない世界」を目指すというビジョンを掲げたオバマ政権の下で実施された今回の実験は、必然的により重大な政治的意味を持たざるを得ない。

### 「核なき世界」と核抑止力維持のジレンマ

オバマ政権は当初から、核抑止力を維持しながら「核兵器のない世界」の実現を追求するという基本ビジョンを掲げてきた。今年4月に発表されたオバマ政権の「核態勢の見直し」(NPR)は、核実験は行わず包括的核実験禁止条約(CTBT)の批准と発効を目指し、新型核兵器の開発も行わないとすると同時に、備蓄核兵器維持管理プログラム(SSMP)を通じて既存の核弾頭の寿命延長によって備蓄核兵器の「安全性と信頼性」を確保する、とした。こうした方針を満たすためには、米国がCTBTに違反しないとする未臨界実験の実施は避けがたい。

さらに、CTBT批准を実現しようとするオバマ政権が議会保守派を説得するためのアピール材料づくりに腐心しているという現在の文脈がある。オバマ政権が2月に示した2011会計年の政府予算案では、核兵器保有計画を支える予算措置として核兵器関連予算の大幅増額を提示している<sup>4</sup>。こうした中で行われた今回の未臨界実験は、核兵器長期保有に向けた米国の姿勢を改めて明確に示すメッセージである。

だが、本誌が指摘してきたように、こうした選択は「核兵器のない世界」という目標そのものを骨抜きにしかねない

危険性を帯びている。未臨界核実験が核軍備の縮小のために核実験を禁止したCTBTの精神に反することは明白である。未臨界実験で収集されたデータは新型核兵器開発にも利用されるし、ブッシュ政権下の2001年NPRが未臨界実験を核爆発実験再開の準備体制向上の手段と位置づけたことにも見られるように<sup>5</sup>、未臨界実験は核実験の再開能力の保持をも意味する。こうしたことが政治的には、CTBTの発効要件国のイラン、中国(未批准)やインド、パキスタン、北朝鮮(未署名・未批准)などにその前進を躊躇させる要因となることは間違いない。

オバマ政権のジレンマは深い。市民社会が核兵器の非人道性の観点から核廃絶に向かうイニシアティブを強めることが求められる。(吉田遼) **M**

注

- 1 本誌264号(06年9月15日)。
- 2 訳出した月報はNNSAのサイトの以下のページから見られる。  
<http://nnsa.energy.gov/mediaroom/newsletters>
- 3 「パローロ」はイタリアのワインの銘柄、産地名。
- 4 本誌347-8号(10年3月15日)。
- 5 本誌196号(03年10月1日)。

### 【資料2】米国がこれまでに実施した未臨界実験

第1回	(97年7月2日)「リバウンド」(ロスアラモス国立研究所)
第2回	(97年9月18日)「ホログ」(ローレンス・リバモア国立研究所)
第3回	(98年3月25日)「ステージコーチ」(ロスアラモス)
第4回	(98年9月26日)「バグパイプ」(リバモア)
第5回	(98年12月11日)「シマロン」(ロスアラモス)
第6回	(99年2月9日)「クラリネット」(リバモア)
第7回	(99年9月30日)「オーボエⅠ」(リバモア)
第8回	(99年11月9日)「オーボエⅡ」(リバモア)
第9回	(00年2月3日)「オーボエⅢ」(リバモア)
第10回	(00年3月22日)「サラブレッド」(ロスアラモス)
第11回	(00年4月6日)「オーボエⅣ」(リバモア)
第12回	(00年8月18日)「オーボエⅤ」(リバモア)
第13回	(00年12月14日)「オーボエⅥ」(リバモア)
第14回	(01年9月26日)「オーボエⅧ」(リバモア)※
第15回	(01年12月13日)「オーボエⅦ」(リバモア)
第16回	(02年2月14日)「ビト」(ロスアラモス、米英共同実験)
第17回	(02年6月7日)「オーボエⅨ」(リバモア)
第18回	(02年8月29日)「マリオ」(ロスアラモス)
第19回	(02年9月26日)「ロッコ」(ロスアラモス)
第20回	(03年9月19日)「ピアノ」(リバモア)
第21回	(04年5月25日)「アーマンド」(ロスアラモス)
第22回	(06年2月23日)「クラカタク」(ロスアラモス、米英共同実験)
第23回	(06年8月30日)「ユニコーン」(ロスアラモス)
第24回	(10年9月15日)「バックス」(ロスアラモス)

※オーボエⅧとオーボエⅨは逆の順序で実施された。  
( )はそれぞれの実験を担当した国立研究所の名前。

出典:『イアブック』07年版(103頁)に今回分を追記。

### 【資料1】「バックス未臨界実験、ネバダ国家安全保障施設で実施」(全訳)

米国家核安全保障局月報、2010年9月

未臨界実験「バックス」は、9月15日の午後5時35分に、ネバダ国家安全保障施設(NNSS)のU1a複合施設の地下約963フィートにある実験室で、成功裡に実施された。

今回の実験は、ロスアラモス国立研究所が実施したが、NNSSでの24回目の未臨界実験である。前回の核実験は「ユニコーン」で、2006年8月30日に実施された。未臨界実験は、自己持続的な核分裂連鎖反応が起

きる「臨界」に達しないものであり、高性能火薬による衝撃を受けたときの少量のプルトニウムの挙動を調べるものである。

実験「バックス」のデータ収集は素晴らしいものだった。データを集めるのにいくつかの補助的な観測装置が使われた。主要な観測装置は、シグナスとして知られる2台の大型X線機器で、高性能火薬の爆発後の正確な時刻における衝撃効果のX線写真を撮影する。これらの実験から得られた情報は、備蓄核兵器の安全性と有効性を調べるコンピューターモデルに利用される。バックスはパローロ・シリーズで計画されている3回の核実験の第1回目である。パ

ローロAとBは2011会計年度の第1、第2四半期に実施される予定である。

ユニコーンとバックスの間の期間は、実験の手順と過程の開発と、U1a複合施設の現在の実験区域をカテゴリーⅢの核施設として立ち上げ稼働するためにスタッフを認証することに費やされた。その目的は、それぞれの実験を現地で実行するに要する労力と時間を削減し、それによって備蓄核兵器維持計画(SSP)にかかる費用を大幅に削減し、現在の実験区域、および開発される予定の他のエリアをカテゴリーⅢの核施設として維持することである。

(訳:吉田遼、ピースデポ)

以下に抄訳する2つの必読文献は、9月14、15の両日にジュネーブで開かれた国際NGO中堅国家構想(MPI)とスイス外務省による共催会議「熱望から現実へ:NPT再検討会議後の核軍縮」に提出されたものである。

前者のブリーフィングペーパーは、米国の核政策法律家委員会のジョン・バロース氏がMPIの委託を受けて執筆したものであり、NPT再検討会議の最終文書における次の2つの項目に着目している点において、本誌354号、355号に連載した解説記事と軌を一にしている。すなわち、「核兵器禁止条約」(あるいは条約の枠組み)に関する言及と、「国際人道法」に関する言及の2つである。

後者のコンセプトペーパーは、「国際反核法律家協会」(IALANA)のコンサルタントであり、モデル核兵器禁止条約の作成に尽力したアラン・ウェア氏によるものである。ウェア氏は、NPT再検討会議において「核兵器のない世界」に向けた枠組み構築の開始への一般的合意があることが示されたが、同時に主要な国々に交渉開始への躊躇が存在することも示されたとしている。そこで、核兵器禁止条約、あるいは合意のパッケージに向けた具体的な準備作業として、①調査に関わる作業、②行程を築く作業、③基礎となる構成要素を特定し実行する作業、④安全保障の構築、の4つのプロセスを考察している。(編集部)

注 再検討会議の最終文書については、ピースデポ・ブックレット「2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議——市民社会からの総括」に全訳がある。

## 中堅国家構想ブリーフィング・ペーパー 核軍縮への避けられない人道的要請

はじめに(略)

### A. 世界的な核兵器廃棄のための条約または枠組み

1. 再検討会議で採択された核軍縮に関する行動計画には、新たな、歴史的ともいえる次のような条項が盛り込まれた。「会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための5項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する」。また、議長責任においてまとめられた最終文書の条約運用評価部分には次の条項がある。「会議は、核軍縮プロセスの最終段階及びその他の関連措置は、時間枠を伴うべきものであると大多数の加盟国が考える法的枠組みの中において追求されるべきであることを強調する」。これら条項は国連総会、NPT再検討プロセス、市民社会、また、キャンベラ委員会、大量破壊兵器委員会、核不拡散・核軍縮に関する国際委員会(ICNND)といったさまざまな専門家会議による長年にわたる努力の集大成である。これら条項は、核兵器のない世界の実現を直接的に目指した交渉を準備し、開始するための基礎となりうるものであり、またそうなるべきものである。

2~3(略)

4. MPIは、持続可能で検証可能かつ実行可能な核兵器の世界的廃棄のための条約あるいは条約の枠組みの交渉に向けた共同の準備作業を開始するよう、中堅国家政府に勧告する。同様に、ICNND報告は次のように述べている。「関心ある政府の支援を

受けつつ、現在配布されているモデル条約に含まれる概念をいっそう改良し、発展させるための作業を直ちに開始すべきである。気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針を与えるような十分に検討された草案を作成しておくことが目指されるべきである」。2010年7月5日に発表された最終コミュニケにおいて、ICNNDは核不拡散・軍縮に関するグローバル・センターを設立すべきとの勧告を再度強調し、「気運が高まった際に、多国間軍縮交渉に情報と指針を与えるような十分に検討された草案を作成することを目的に、モデル核兵器禁止条約の改良及び発展に向けた世界規模での研究を牽引すること」が同センターの「主たる役割」になると述べた。

5. 準備プロセスにおける重要な作業の一つは、最終文書が4度にわたり言及した「枠組み」ならびに「条約」に関する概念を明確にし確定することとなる。「条約の枠組み」は、現存する、あるいはまだ作られていない合意や制度を結合させたものである。そこには、例えば、以下の合意や法的文書の一部ないし全部が含まれる。NPT、未発効の包括的核実験禁止条約(CTBT)、未だ交渉されていないが現在の国際的課題の一つである兵器用核分裂性物質生産禁止条約、非核兵器地帯条約、核兵器廃棄に関する二国間あるいは地域的な条約、核兵器保有国に他の代表的国家を加えた国家間における核兵器廃棄に関する条約、核軍縮を検証する権限ならびにリソースをIAEAに付与する、あるいはそのために新たな機関を設置する協定、核テロ防止条約、国連安保理決議1540、そしてそれら合意や法的文書によって構成されるレジームの統治に関する合意。このアプローチは核兵器廃棄に向けた組織的・法的取極めの完了を遠い未来に押しやってしまう傾向がある。そのような傾向は、米国の新START条約が「別々の、

相互に補強する条約の枠組みの交渉を通じて核軍縮を追求することを求めた事務総長の呼びかけと合致するものである」と述べた、ヒラリー・クリントン米國務長官が行った再検討会議での演説(2010年5月3日)においても示唆されている。

6. 「枠組み条約」は、核兵器の不使用や保有核兵器の廃棄に関する基本義務を明記し、検証や執行といった側面や、削減ならびにゼロに到達する流れや時期についてなど、初期段階で決定できない案件に関してさらなる交渉を行うことを定めるものとなる。枠組み条約に近い将来において交渉を実現できる可能性がより高いものである。だが重要な問題が残された場合、各国はさらなる交渉に入ることを躊躇するかもしれない。また、さらなる交渉が不成功に終わった場合にはゼロに向かうプロセスは頓挫するであろう。

7. 「条約」は、たとえば「化学兵器禁止条約」がそうであるように、しばしば、核兵器の廃絶のあらゆる側面に対処する唯一の法的文書であると理解される。しかし、核軍備管理及び不拡散がすでに一定進んでいる状況にあっては、核兵器禁止条約は実際的にはほぼ間違いなくCTBT、またおそらくは保障措置協定を含むNPTレジームの諸要素、さらには安保理決議1540といった既存の文書や核テロリズム及び核保安に関する諸条約をも包含し、あるいは結合させたものになるであろう。この意味において、核兵器禁止条約は「条約の枠組み」の要素を持つが、既存の条約の集大成というよりむしろ、軍縮プロセスの早期の段階に作られ、このプロセスを定義し、輪郭を与えるものである。

8. 以上述べたような、またその他の問題に関して、準備プロセスにおいてなすべきことは多い。このようなプロセスは核分裂性物質生産禁止条約、さらなる米口交渉、核燃料生産及び供給の規制、さらには現存する諸課題における他の措置に関する努力を阻害することはない。むしろそのような

諸措置の進展を奨励し、強化するものとなる。核兵器のない世界が視野にさえ入っていない状況においては、明らかに手の届くところにある諸措置も達成できないままであろう。このような状況において、それらの措置は、もっぱら大国の既得権維持を目指したものと見なされ、受け入れ難いとみなされるであろう。いずれにしても、核兵器廃絶のための包括的枠組みの本質に正面から向き合うことは避けられない。広く認識されている核軍縮達成のための試練は、目をそむけたところで消え去りはしない。

## B. 国際人道法と核兵器の非正統化

9. NPTの文脈における重要な新基軸として、2010年再検討会議の最終文書は次のように述べた。「会議は、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結果をもたらすことに深い懸念を表明し、すべての加盟国がいかなる時も、国際人道法(IHL)を含め、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する」(強調は原著者)。(略)再検討会議文書は、1996年の国際司法裁判所(ICJ)勧告的意見を前進させつつ、あらゆる状況における核兵器の非合法性を示唆している。

### 10. (略)

11. 5月4日、再検討会議の一般演説において、スイス連邦のミシュリン・カルミ＝レ外相は次のように述べた。「スイスの目的は、核軍縮に関する現在の議論の核心部分に人道的側面を持ち込むことである」。この目的で、5月10日、スイスとジェームズ・マーティン不拡散研究センターは「核兵器の非正統化」と題する思慮深い研究論文を公表した。論文は、対地雷、クラスター弾、小火器に適用された人道的軍縮の原則ならびに実践、また、核兵器の法的正統性に関する検討を含むものである。同論文は、人道的軍縮の諸アプローチは、無差別かつ受け入れ難い結果をもたらす「ある種の兵器の禁止」に焦点を定めていると論じる。これは、軍事的ニーズと整合させつつ軍縮措置を全会一致で合意することを目指すという従来の軍備管理アプローチとは異なるものである。人道的軍縮アプローチの手法とは、すべての国家の普遍的賛同を得ることではなく、IHL及び人間の保護を最優先した条約あるいは他の措置の交渉を行うことである。同論文は、地雷及びクラスター弾の禁止は「比較的少数の国家によって、低次元の最大公約数ではなく、より高次元の共通認識を目指して条約交渉が行われた」ことによって成功したと指摘している。(略)

### 12~16(略)

17. このように、再検討会議が初めてIHLの問題に触れたことは、長い歴史の積み重ねの上に立つものであった。その事実は極めて重い。第一に、NPT加盟国はいまやNPT再検討プロセスにおいて責任を有するNPT上の暫約として、核兵器に関しIHLを遵守するという実体的義務を負うこととなった。第二に、核兵器のいかなる使用も壊滅的な

人道的結果をもたらすとの会議の言及は、いかなる時にも法を遵守するよう求めることと直接繋がり、核兵器の使用があらゆる状況において非合法であることを示唆している。IHLが武力紛争に適用されることは疑いようもないことから、適用可能な国際法をいかなる時にも遵守すべしとの主張は、状況次第でIHLを曲解したり適用を猶予したりするいかなる誘因をも退ける重みを持つものである。そこには、ICJの勧告的意見で言及された「極端な状況」や、さらなる攻撃意図をくじくための「報復」としての第二使用も含まれる。

18. 真実は、核兵器が制御不可能な付随的効果を持つ限り、IHLの要件を遵守することは不可能だということである。2005年に出版された赤十字国際委員会(ICRC)の重要な研究報告「国際人道慣習法」は、(略)IHLの規準を特定している。核兵器にもっとも関連深い一般的規準としては、無差別攻撃の禁止、攻撃における均衡性の原則、そして自然環境の保護・保全義務に関する原則が挙げられている。

### 19. (略)

20. 以上を考慮すれば、再検討会議で採択されたIHLに関する項目は、疑いようもなく核兵器不使用の規準を前進させるものである。実際、この項目は、米国の原子爆弾が日本の都市に投下されて以来の不使用の「実績」とともに、不使用を無条件に規定する慣習上の法的義務を強化するものである。これに関連し、米国が「核態勢見直し(NPR)」において「65年にわたる核兵器不使用の記録が永久に継続されることは、米国の、そして他のすべての国家にとっての利益である」と述べていることは歓迎しうる。さらに、ICJは、「毎年、国連総会において、決議1653(第16会期)の内容を想起し、いかなる状況においても核兵器の使用を禁止する条約の締結を加盟国に要求する決議が圧倒的多数の賛同をもって採択されているという事実は、核兵器の使用に対する具体的かつ即時の禁止により、完全核軍縮への道程を前進する大きな一歩を踏み出すという国際社会の大多数の国々の願望を示している」との見解を示した。しかし、ICJは不使用の記録ならびに国連総会決議に基づく慣習上の義務を認めることを避け、次のように述べた。「一方では法的見解における対立の継続、他方では抑止の行使に対する未だ根強い固執が核兵器の使用を明確に禁止する慣習上の規則を法定化することを妨げている」。再検討会議の最終文書をもって、世界は、不使用の「慣習」と呼ぶことの出来る日に一歩近づいた。

21. 再検討会議最終文書におけるIHLへの言及が本質的に示唆するのは、NPT第6条の遵守を通じた人道的軍縮義務である。前述したように、ICRCはそのような見解を表明している。ICJもまた、威嚇あるいは使用の合法性に関する国連総会に問いに対し、核軍縮に関する交渉を誠実に追求し、

締結させるという義務を全会一致で宣言したことをもって、そのような見解を事実上認めたと見えよう。

22. 他の潜在的な意味についても徹底的な検証がなされるべきである。第1に、ドクトリン及び実際の配備とIHLの要件との矛盾、そしてその結果としての国際的な法的及び政治的秩序における一貫性の欠如ならびに不安定性といった問題が正面から吟味されるべきである。中堅国家政府と核兵器国は、IHLの要件を実現するべく協力しなければならない。最も望まれることは、核兵器国がIHLの要件と核兵器の威嚇あるいは使用との基本的矛盾を認め、それに応じて自国の政策を転換することである。そのような認識を公式化する一つの手段は国連安保理決議を利用することであろう。世界的な軍縮が達成されるまで、核兵器保有による存在論的抑止は影響を受けない。

23. 第2に、非核兵器国は、核兵器国の参加を必要としない不使用規準を確保する手段を検討することができる。一つは核兵器の取得あるいは使用への関与や協力を禁止する国内法を制定することである。これは、安保理決議1540の履行の延長線上で、あるいは核兵器条約の交渉に先立ち、同条約が義務付けるであろう措置を履行する手段として実行できよう。ニュージーランドは、自国民がいかなる者に対しても、核爆発装置を製造、取得、保有、あるいは管理下におくことを援助、教唆することをも犯罪行為とする国内法を制定して久しい。関連する選択肢としては、核兵器国ならびに核同盟国も参加できるように考えられたシンプルかつ無条件の不使用条約をその用意ができた時に採択することもありえよう。

24. 非核兵器国がとりうるこれらの措置は、メキシコが提唱する、核兵器の使用を明確な国際犯罪とするようなICCローマ規程の修正と結びつけ、あるいはそれによって置き換えることができよう。これはローマ規程のIHL及び人道上の罪に関する一般条項で暗に示されていることを成文化することであり、NPT再検討会議におけるIHLへの言及にもとづくものである。近年開かれたカンパラでのICC再検討会議において、侵略あるいは他の案件に関する修正がなされたことを受け、こうした戦略の展望は以前より明るくなっている。これらの修正はICC規程を受諾していない国や非国家主体には適用されない。一つ残念なことは、この手法がある意味で国際法を断片化しかねないことである。しかし核兵器及び他の兵器に関する修正にこの手法が適用されれば、不使用規準の強化を望む国々は、未だその準備ができていない国々からの過剰な抵抗を受けることなく、それを実現できるであろう。ICC加盟国総会は、12月に修正に関する作業グループを立ち上げる予定である。

## 結論(略)

(訳:ピースデポ。太字強調は原文に従った。)

## コンセプトペーパー

# 核兵器禁止条約(あるいは合意のパッケージ)に向けた準備プロセス「核兵器のない世界」への枠組み構築のための実際的措置

(抜粋)

2010年9月、アラン・ウェア

### はじめに(略)

#### 準備作業としてできること

核兵器のない世界の体制の諸要素に関する準備作業に向けてなすべきことについては、すでに多くの政府やシンクタンクから指摘されている。準備作業の類型には以下のようなものがある。調査に関わる作業、行程を築く作業、基礎となる構成要素を特定し実行する作業、安全保障の構築、である。この中にはすでに始められている作業もあるが、まだ包括的枠組みの中に位置づけられてはいない。

#### (a) 調査に関わる作業

コスタリカとマレーシアが2005年NPT再検討会議に提出した作業文書41は、核兵器のない世界を実現し、維持してゆくための法的、技術的、制度的、政治的要素に関する検討を要請している。こうした検討は、モデル核兵器条約によって導かれる。同作業文書は、加盟国が次のような分析を行うことを提案している。すなわち、上記の要素のうちのどれがすでに存在するのか、それらは改善あるいは強化の必要があるのか、それらの要素を包括的な核兵器廃絶体制にいかに関与させることができるのか、ということである。

(中略)

こうした作業の価値は、いかなる要素が核兵器のない世界の実現のために必要なのか、それら要素をいかにして生み出すことができるのかという問題に関するビジョンの明確化に資するという点にある。フーバー研究所は、軍縮交渉を導くためには核兵器のない世界というビジョンが必要であることを認めつつ、このビジョンは、依然として雲に覆われた高嶺のようだと言っている。NWCに関する調査は、この雲を取り払い、山の頂をより明確に誰の目にも見えるものにしていくことだろう。

作業文書41は、調査が有益だと考えられる多くの分野を挙げている。たとえば、核兵器のない世界の体制における国家及び市民の法的義務、核兵器ならびに核分裂性物質の防護や計量に必要な管理メカニズム、すべての核弾頭ならびにその運搬手段の体系的かつ漸進的な廃棄のための段階及び措置、遵守メカニズム、核兵器のない世界の体制を支える政治的・社会的メカニズムなどである。

#### (b) 行程を築く作業

行程を築く作業には、調査からさらに進んで、目的を定式化し誓約を行うことが含まれる。

(中略)

行程を築く作業は、必ずしも核保有国に

限るものではない。現在拡大核抑止によって覆われている非核兵器国も、NWCの交渉開始までの間、自らの安全保障政策における核兵器の役割低減に向けた漸進的措置によって行程を築くことができる。

#### (c) 基礎となる構成要素を特定し実行する作業

調査活動及び行程を築く作業により、NWCの交渉開始に先立って開発し実行することが可能な措置を特定することができる。それには次のようなものが含まれる。

(i) 検証メカニズム: 核不拡散と核軍縮に関しては、すでに多くの検証メカニズムが存在する。たとえば、IAEA保障措置、包括的核実験禁止条約の検証体制、中距離核戦力全廃条約やSTARTの検証システムなどである。核兵器の完全廃棄と禁止の検証のためには、これらの基礎の上に、さらなる措置とメカニズムを追加していく必要があるだろう。これらの中には、完成のためには核兵器国の参加を必要とするものもある。しかし、検証に向けた多国間の能力を確立するためには、非核兵器国だけでできる準備作業も多く存在する。たとえば、(偵察衛星のような)リモートセンシング能力の開発、情報共有、現存する不拡散・国境管理技術の核軍縮任務への応用と拡大などを挙げることができる。

(ii) 遵守: 核兵器のない世界の体制における遵守の信頼性確保には、条約に基づく措置と、普遍的な価値に基づく措置を組み合わせることが求められるであろう。各国政府は、核兵器国の基本的義務が、仮に他国が条約未批准国であろうと普遍的に適用されるものであることについての保証を与えられるべきである。この点において、国連安保理の役割は重要である。核軍縮規範を確立しその遵守に保証を与えるための準備作業は安保理において行うことができる。安保理決議1540と1887は、このプロセスを強化するものと考えられることができる。

(iii) 国内的禁止措置: 非核兵器国は、モデルNWCに含まれる基本義務ならびに国内履行措置の見直しを行い、NWC交渉の開始に先立ってその部分的履行を検討することも可能である。たとえば、核兵器による威嚇あるいは使用を国内法によって禁止し、犯罪行為とすることや、この国内法を領土外にも適用すること(一部の国はすでに行っている)も可能である。このような行動は、核兵器に対する法的規範を強化し、NWCの下でこうした禁止を実行すべきだとの熱意への国際的共感を高め、世界的な核兵器禁止を実現する交渉に向けた

政治的気運を生み出すであろう。

#### (d) 安全保障の構築

ICNNDは、核兵器国が自国の核軍縮義務の履行に向け、速やかあるいは包括的に進んでゆくことを阻んでいる多くの安全保障上の懸念を指摘している。こうした安全保障上の懸念の中には、誇張されていたり、最近の政治的現実と適合しなかったり、あるいは、核兵器を持つことによって得られる差別的な力や特権、政府と利益を追求する核兵器産業との密接な関係というような、核兵器に固執する国々がしがみつくと、現実的だが正当化しえない理由も含まれているだろう。だが一方では、核兵器保有を誘発するような正当な安全保障上の懸念も存在する。そうした懸念の存在は、核兵器それ自体が非合法であると考えている人々も認めなくてはならない。

NWC交渉を開始するという政治的誓約は、これら安全保障の問題に関する準備作業によって強化されることになるだろう。これは、現在のモデルNWCに書かれていること以上の要素を必要とするかもしれない。あるいは、モデルNWCですでに提案されている要素に対する政治的な関心、世論の関心が高まるにつれて安全保障上の懸念が軽減され、政治的気運が生まれることになるかもしれない。重要なことは、しばしばそうであるように、こうした安全保障の問題を、それだけを切り離して考えるのではなく、NWCと「核兵器のない世界」に向けた準備作業という具体的な文脈の中において考えることである。

#### NWCに向けた準備会合

NWCに向けた準備作業は、ハイレベルの準備会合、あるいは一連の準備会合の開催によって強化することができるであろう。そうした会合は、行われている準備作業にさらなる勢いを与え、実際の交渉開始に向けた政治的気運を生み出すことになるであろう。準備会合の開催は、たとえば、クラスター弾条約に関する交渉の過程において、とりわけ、主要国から交渉参加の誓約を取り付けたという点できわめて有益であった。核兵器が特別な存在であることから、核兵器国を前記のような準備会議に関与させるための最善の道を探るためには特別な注意が必要となるであろう。このような熟慮は、NWCの前進に向けて同志国家が協働して行う準備作業の一部となるであろう。

2010年NPT再検討会議の生み出した気運を強化するために、また、2011年には2015年再検討会議に向けた準備委員会が開かれないということを考慮すれば、最初のNWC準備会合は2011年に開催することができるだろう。

(訳: 小野まい子、山口響、ピースデポ)

# 14年前の提言に耳を傾けては

前回の10月15日付の本誌に、佐喜眞美術館長の佐喜眞道夫さんの談話が掲載されていた。ご自身の体験に照らしつつ、沖縄の置かれた基地としての不条理を的確に語っておられた。

沖縄の人たちに一条の光明を与えたのは、鳩山前政権の登場と基地に対する考え方であったことは確かであろう。すなわち沖縄に集中している基地を根底から見直し、駐留する海兵隊の普天間飛行場は海外、もしくは最低でも県外に移設すべきであるというのが当初の主張であったからだ。しかしグアム、テニアンなど海外移設に関しては米国防省が拒否し、県外である内地の候補地に擬せられた各都市も、こぞってこれを否定する結果となった。全国知事会議では大阪の橋下知事を除いて、いずれも総論賛成、各論反対では共通していた。

自ら決定期限を切っていた鳩山前首相は、遂に海外、県外ともに移設を断念し、結局のところ従来案にほぼ近い辺野古への計画に舞い戻ってしまった。そして改めて沖縄における米海兵隊の抑止力の必要性を認識した、とも語った。

後を継いだ菅現政権は、同案を基にして米政府と折衝を重ねる一方、沖縄県民の同意を得るべく誠意をもって交渉に当たる方針を表明している。その意味では今月中に行われる沖縄県知事選挙の行方が、今後を占う上で一つのかぎを握っていることは間違いない。ただこれまで知事候補とされている人たちは、現職の仲井真知事を含めて、いずれも基地の県外移設を主張している。従って民主党政権にとって前途に解決の見通しがあるわけでは全くない。誠意をもって交渉するといっても、経済的な復興支援と引きかえに知事や県民の賛成が得られる保証がないからだ。

もしそうなれば移設問題でしびれを切らした米政府のつよい要求に対して、民主党政権はどのように対応するつもりであろうか。いやそ

の前に、そもそも鳩山、菅政権のいう海兵隊の抑止力とは、いったい何に対してどのような形で能力を指してそういっているのか、が先ず問われなければならないはずである。軍事専門家によれば海兵隊の主な存在意義は、朝鮮半島の有事に対処するためのものであり、台湾海峡の有事に際しては米第七艦隊がこれに当たる、との意見が専らである。その上、朝鮮半島有事の場合でも、沖縄の海兵隊が緊急出動には不適だとする研究者さえいる。

この点と関連して、筆者にはずっと気に掛かっていた或る小論文が、今更のように思い浮かんでくる。1996年2月の朝日新聞「論壇」に掲載されたもので、執筆者は元海将・統幕事務局長の左近充尚敏氏である。「2月23日に訪米する橋本龍太郎首相はクリントン大統領に対し、沖縄県から韓国南部への海兵隊の移駐を申し入れるよう要望したい。米国は海兵隊が主として韓国防衛のための兵力であることを十分に承知しているから、日本の申し入れがあればおそらく韓国に打診するであろう。韓国が応じた場合、日本が移駐に伴う経費をある程度負担することが考えられる。もし韓国が自国の防衛に海兵隊の必要性は薄いということであれば、日本は米国に大幅な削減を申し入れる具体的な名分ができる。米国が日本の申し入れを拒否した場合と、韓国が海兵隊は必要だが移駐には応じないという場合には、政府は米国か韓国に、十分納得がいく説明を求めべきである…」。

因みに現在、韓国に駐留する米軍は陸軍と空軍であって海兵隊は含まれていない。ただ日米安全保障条約はこの直後行われた橋本・クリントン会談によって、対象が「極東」から「アジア太平洋」へと拡大され、また今回の日米合意によって沖縄の海兵隊が1万人に削減される予定だ。しかしたとえそうであったとしても、左近充氏のこの提案はもはや価値なし、と果たして断言できるのであろうか。



特別連載エッセー●50

つちやま ひでお  
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。

## 被爆地の一角から

土山秀夫  
(題字も)

# 日誌

2010.10.6~10.20

作成：塚田晋一郎、阿部恵美子

CIA=(米)中央情報局/EU=欧州連合/MD=ミサイル防衛/NATO=北大西洋条約機構/NNSA=(米)国家核安全保障管理局/PSI=拡散防止構想/WP=ワシントン・ポスト

- 10月8、9日 第2回日印原子力協定締結交渉、ニューデリーで開催。
- 10月9日 AP通信、50~60年代に米軍が北朝鮮への核使用を検討していたことが、CIAの機密文書で明らかになったと報じる。
- 10月11日 北沢防衛相、ゲーツ米国防長官とのハノイでの会談で、防衛大綱策定の中で、武器輸出三原則の見直しを検討する考えを表明。
- 10月11日 ゲーツ米国防長官と中国の梁国防相がハノイで初会談。米の台湾向け武器売却決定で中断した米中軍事交流の正常化で合意。
- 10月12日 北朝鮮の宋・朝日国交正常化交渉担当大使、菅首相の所信表明演説の「(北朝鮮の)核とミサイル、拉致の包括的解決は、「自民党時代の踏襲で認められない」と批判。
- 10月13日 広島市長、米国が9月15日に行った未臨界核実験を受け、オバマ大統領に抗議文を送付。14日は長崎市長も。(本号参照)
- 10月13日 NNSA、戦略核爆弾B53(97年に退役)の解体開始を許可したと発表。
- 10月13、14日 韓国主催のPSI海上阻止訓練「イースタン・エンデバー10」、釜山近海で実施。日韓米豪が参加。
- 10月13日 仙谷官房長官、米未臨界核実験について核爆発を伴わないので「抗議や申し入れは考えていない」と述べる。
- 10月13日 菅首相、米未臨界核実験について「未臨界の実験を含めて必要がなくなるように努力しなければいけない」と述べる。
- 10月14日 日本政府、国連総会第1委員会(軍縮)に核軍縮決議案「核兵器の全廃に向けた共同行動」を提出。
- 10月14日 アシュトンEU外交安全保障上級代表、イランに対し、核開発疑惑をめぐり協議をウィーンで11月中旬に行うことを提案。
- 10月14日 NATO外相・国防相会議、ブリュッセルで開催。新戦略概念(11月採択予定)の柱として、MD整備に着手する方針で合意。
- 10月17日 イランのアフマディネジャド大

## <PNND日本・勉強会のご案内>

### 「核軍縮・国際議員ネットワークの活動のいま」(仮)

日時：2010年11月16日(火) 11時~13時

場所：衆議院第二議員会館・第2会議室

(10:45より第二議員会館ロビーにて入館証を配布します。)

講師(同時通訳付)：アラン・ウェアさん(PNNDグローバル・コーディネーター)

核軍縮に関心を持つ国会議員の国際ネットワーク「核軍縮・不拡散議員連盟」(PNND)の日本支部である「PNND日本」が主催する勉強会のお知らせです。NGO・市民にオープンなので、ぜひお問い合わせの上、ご参加ください。(事前申し込み不要)

統領、核問題をめぐり安保理5か国+独との「交渉の準備はできている」と述べる。

●10月18日付 米紙WP、中国企業がイランのミサイル・核開発を支援しているとし、米政府が中国政府に規制を求めたと報じる。

●10月19日 キャメロン英首相、98年以来の「戦略国防見直し」を発表。国防費を今後4年間で8%削減、トライデント更新決定を16年まで先送り、核弾頭を120発に削減などの方針。

●10月20日 オバマ米政権、サウジアラビアに対する最大約600億ドルの武器売却計画を決定し、米議会に通告したと発表。

#### 沖縄

●10月6日 嘉手納町議会、ジェット燃料流出事故の原因究明・再発防止を求める抗議決議・意見書を嘉手納基地、沖縄防衛局、県などに提出。

●10月7日 伊波宜野湾市長、5日の嘉手納所属F15の普天間への飛来が、過去5年で最大の123.6デシベルを記録したことへ抗議声明発表。

●10月8日 首相官邸で普天間関係5閣僚(首相、官房長官、外相、防衛相、沖縄担当相)会議。普天間移設を官邸主導で進める方針を確認。

●10月8日 仲井真知事、今後の普天間県内移設受け入れの可能性は「なくなった」と述べる。「県内移設反対」の明言は避ける。

●10月8日 前田防衛省報道官、垂直離着陸機オスプレイの普天間配備は、米海兵隊の計画で米政府承認には至っていないとの見解を示す。

●10月13日 菅首相、6月の所信表明演説で、県民の基地負担への「感謝」を表し、反発を買ったことについて「反省したい」と述べる。

●10月13日 仲井真知事、前原外相と会談し、普天間日米合意見直しと県外移設を要請。

●10月13日 嘉手納町議会基地対策特別委員会、キャンパ瑞慶覧を訪問し、岩国所属F18によるクラスター弾投下訓練中止を求める抗議決議・意見書を提出。

●10月13日 バーニー・フランク米下院金融委員長(民主)ら超党派の上下両院議員57人が、米

国家財政責任改革委員会に、海外駐留米軍の縮小など軍事費削減を求める書簡を連名で送付。

●10月14日 県議会、嘉手納滑走路改修に伴う普天間飛行場、那覇空港の目的地変更(ダイバート)使用停止を求める意見書・抗議決議を全会一致で可決。

●10月14日 普天間辺野古移設を明記した日米共同声明(5月)や日米専門家検討報告書(8月)の作成に、環境省が関与していないことが判明。

●10月14日 仲井真知事、仙谷官房長官と会談し、日米合意見直しと普天間県外移設を要請。

●10月15日 名護市議会、日米合意撤回を求める意見書・抗議決議を17対9で可決。辺野古移設反対決議は96年以來、オスプレイ配備撤回を求める抗議決議・意見書を全会一致で可決。

●10月15日 宜野湾市議会、普天間でのダイバート訓練実施反対決議・意見書を全会一致で可決。

●10月16日 仲井真知事、11月28日投開票の知事選への出馬を正式表明。

●10月18日 宜野湾市議会、知事選に出馬する伊波市長の辞任を全会一致で承認。

●10月18日 嘉手納基地滑走路改修工事で嘉手納町屋良地区の騒音が激増。4日~13日に90デシベル以上の騒音を179回記録。

●10月19日 日本政府、07~09年度の自衛隊の在沖米軍基地共同使用・訓練が18回と明かす。

#### 今号の略語

ICC=国際刑事裁判所

ICJ=国際司法裁判所

ICRC=赤十字国際委員会

IHL=国際人道法

MPI=中堅国家構想

NAC=新アジェンダ連合

NAM=非同盟運動

NNSA=(米)国家核安全保障局

NNSS=(米)国家核安全保障施設

NWC=核兵器禁止条約

SSMP=備蓄核兵器維持管理プログラム

#### 核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

##### アボリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、中村桂子<nakamura@peacedepot.org>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

#### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁)：会員の方に付いています。●「(定)」：会員以外の定期購読者の方。●「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。●メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、阿部恵美子、小野まい子、塚田夢笙、津留佐和子、中村和子、松長怜美、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道